平成２８年（フ）第２４０２号
大阪市生野区舎利寺３丁目15番１号
債務者　桂田ミサ子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４１号
大阪府吹田市出口町24番８―308号
債務者　神田　和也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５５９号
大阪市大正区三軒家東２丁目５番４―202号
債務者　知名　定徳
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５７６号
大阪府吹田市山田東２丁目17番２号（102）、前住所大阪府吹田市五月が丘東12番８―201号
債務者　佐藤　真実
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０２号
大阪市住吉区殿辻１丁目１番30―709号
債務者　村上　豊子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８０４号
大阪市住吉区南住吉４―16―28―501、住民票上の住所大阪府和泉市府中町６丁目14番28号
債務者　森田　純子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６号
北海道北斗市茂辺地３丁目２番23号
債務者　田口　　愛
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２０号
函館市昭和２丁目30番23―201号
債務者　渡部　　玲
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２８号
函館市富岡町２丁目35番35号
債務者　五日市忠明
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
函館市富岡町２丁目９番２号
債務者　大和田清美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８８号
埼玉県行田市大字長野1768番地１　パルモ桜ヶ丘103
債務者　中村　真也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１５号
岡山県倉敷市神田１丁目18番２号　メゾンファミリー202号
債務者　髙畠　　勝
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿614番地４　伊奈社宅Ｂ号室
債務者　久保　友孝
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
埼玉県幸手市北１丁目15番６号　グランハイムキャッスルＢ202号
債務者　宮下　浩二
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
埼玉県越谷市大字袋山241番地２
債務者　加藤　安紀
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1499番地25
債務者　西雄　美紀（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４５号
埼玉県熊谷市万平町２丁目131番地
債務者　會田　　裕
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3327番地10　メゾンＮＡＧＡＩ　103号
債務者　戸崎　和枝（旧姓小野崎）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部